

広島県中山間地域振興計画・中間まとめ（案）について

平成26年5月22日
中山間地域振興課

1 趣旨

平成25年10月に制定した「広島県中山間地域振興条例（以下「条例」という。）」第7条に規定する「中山間地域の振興に関する総合的な計画」の策定に当たり、条例で定める4つの基本方針に基づいて、別冊のとおり、これまで検討してきた基本的な考え方等の中間的なとりまとめを行った。

4つの基本方針（条例第3条）

- ① 県民の自主的かつ主体的な地域づくりを促進すること
- ② 産業の振興等による雇用機会の創出を図ること
- ③ 日常生活を支える機能の確保等により、定住の促進に必要な環境の整備を図ること
- ④ 多様な主体の交流及び連携による地域づくりを図ること

2 これまでの検討経過

時 期	会議等の名称	検討内容等
H25. 10. 15	第1回 推進本部	振興計画の策定方針等
H26. 1. 10	第2回 〃	中山間地域の価値・目指すべき姿等
1. 14	第1回 振興協議会（町）	市町と上記について意見交換
1. 16	振興協議会（市）	
2. 10	第3回 推進本部	中間まとめの構成、振興施策の方向性等
2. 19	第2回 振興協議会	市町と上記について意見交換
3. 5	第4回 推進本部	振興施策の考え方等
3. 27	第5回 〃	中間まとめ（案）

注）「推進本部」：県の検討体制、「推進協議会」：県と市町との協議の場

3 今後のスケジュール

庁内推進本部において、今後、取り組むべき施策の方向性等について検討を進め、関係市町と協議・調整を行った上で、11月を目途に振興計画を策定する。

- | | |
|--------|----------------------------|
| H26年5月 | 中間まとめ |
| 7～8月 | 振興計画(案)の作成、パブリックコメントの実施 |
| 9～10月 | 振興計画(案)のとりまとめ |
| 11月 | 振興計画の策定 ⇒ 計画期間：H27～32（6年間） |